平成２３年（フ）第９５３号
京都市東山区五条橋東４丁目432番地41
債務者　高木　芳一
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９５４号
京都市左京区吉田神楽岡町37番地２　リバティハウス303
債務者　高木　俊行
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１００６号
京都府八幡市男山弓岡２番地―Ｂ26―201
債務者　安達由利子
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０５５号
京都市右京区太秦森ケ東町36番地の22
債務者　大西商店こと　大西幸三郎
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０７５号
京都市西京区大原野東竹の里町３丁目３番地75棟107号
債務者　中山　　功
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１０７号
京都市右京区嵯峨天龍寺椎野町15番地63
債務者　平尾　啓三
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１５０号
京都市右京区西院東中水町14番地　西大路市営住宅１棟401号
債務者　加島　洋子
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５４６号
大阪府柏原市旭ケ丘３丁目14番25―806号
債務者　松崎　　猛
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９１２号
堺市西区鳳中町９丁291番地６
債務者　犬伏　健二
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９１３号
堺市西区鳳中町９丁291番地６
債務者　犬伏　弘子
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９２２号
堺市西区鳳北町４丁221番地
債務者　眞下　忠男
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９２５号
堺市北区長曽根町675番地１
債務者　加藤やよい
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９５２号
大阪府藤井寺市道明寺２丁目10番12号
債務者　宮本　幸代
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９５５号
大阪府富田林市美山台７番３―717号
債務者　井上　和江
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９７１号
大阪府藤井寺市岡１丁目３番21号
債務者　久保　　茂
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９７２号
大阪府藤井寺市岡１丁目３番21号
債務者　久保　せつ
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９８０号
堺市堺区市之町東６丁２番10号　ラ・メゾン・ドゥ・アイ103号
債務者　楠本　啓美（旧姓中嶋）
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３９３号
神奈川県伊勢原市東富岡822番地
債務者　武井　雅明
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部